

# 仕様書

1 名称 西区広聴係カラーデジタル複合機借受

2 規格及び数量 下記①又は②又は同等品とする  
 ※同等品にて参加する場合は、令和5年2月16日(木)16時00分までに担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類(メーカーによる機能証明書)を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書(原本)を併せて提出すること。

		品名	型番	メーカー	数量
①		デジタルフルカラー複合機 IM C3010F	312630	RICOH	1
		給紙テーブル PB3320	440347		1
②		A3カラー複合機 AP C3070 (Model-PFS)		富士フイルムビジネスイノベーション	1
<b>規格</b>					
同等品条件	コピー機能	ファーストコピータイム:モノクロ4.9秒、フルカラー6.9秒以下	必須		1
		連続複写速度:A4判横・モノクロ30枚/分、フルカラー30枚/分以上	必須		1
		解像度:読取、書込600dpi×600dpi以上	必須		1
		原稿サイズ:最大A3判サイズ	必須		1
		両面印刷:自動両面印刷に対応していること	必須		1
		自動原稿送り:最大A3判サイズの自動原稿送りに対応していること	必須		1
		複写倍率:25%~400%	必須		1
		フルカラー原稿を指定した2色でコピーできること(指定色は6種類以上から選択できること)	必須		1
		単色カラー、2色コピー、モノカラー(黒+CまたはMまたはY)で印刷した場合にモノクロとして扱えるカウンター機能を有すること	必須		1
		用紙カセット:A4~A3がセット可能なこと。590枚以上×4段以上、手差しトレイ	必須		1
	ファクス機能	電送時間:3秒程度	必須		1
		適用回線:G3を装備していること	必須		1
		送受信サイズ:最大A3判サイズ	必須		1
	プリンター機能	ネットワーク対応型であること	必須		1
		最大解像度:600dpi×600dpi以上	必須		1
		プリントサイズ:最大A3判サイズ	必須		1
		対応OS:Windows10/Windows Seaver2012/Windows Seaver2016/Windows Seaver2019に対応	必須		1
	スキャナー機能	インターフェイス:イーサネット、USB2.0若しくは3.0を装備していること	必須		1
		ネットワーク対応型のカラーレスキャナーであること	必須		1
		出力フォーマット:JPEG、TIFF、PDFのスキャン文書が作成できること	必須		1
解像度:600dpi以上		必須		1	
読み取りサイズ:最大A3判サイズ		必須		1	
読み取り速度(片面):モノクロ80枚/分以上、カラー80枚/分以上		必須		1	
その他	インターフェイス:イーサネット、USB2.0若しくは3.0を装備していること	必須		1	
	スキャンした文書をネットワーク上の共有フォルダへ直接保存・送信できること	必須		1	
	対応OS:Windows10/Windows Seaver2019に対応	必須		1	
	自動両面原稿送り装置:最大A3判サイズまで対応していること	必須		1	
	グリーン購入法の基準に適合していること	必須		1	
	エネルギー消費効率:100 kWh/年、以下	必須		1	
用紙厚:52~300g/m <sup>2</sup> に対応出来ること	必須		1		
使用電源:AC100V・15A(50/60Hz)	必須		1		
本体寸法:幅600mm×奥行710mm×高さ1200mm以内である事	必須		1		

3 納入期限

令和5年4月1日

4 借受期間

令和5年4月1日~令和10年9月30日

5 納入及び検査場所

札幌市西区役所市民部総務企画課広聴係  
 札幌市西区琴似2条7丁目1-1 札幌市西区役所1階

6 連絡先

札幌市西区役所市民部総務企画課 担当 石塚(011-641-6925)

7 特記事項

- 納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせをすること。
- 機器の搬入・設置後、電源投入を行い、オプションの取り付けを行ったうえで、正常に稼働することを確認すること。
- 受注者は本体へのネットワーク設定を行い、クライアントPCへのプリンタードライバー等必要なソフトウェアのインストール設定を1台行うこと。また、クライアントPC設定方法を記した手順書を提供すること。
- 受注者は、クライアントPCへのスキャンデータ転送機能を設定し、受信設定をクライアントPC1台に行うこと。また、本体・クライアントPCの設定方法を記した手順書を提供すること。
- 機器等の梱包材は、受注者が納入後速やかに引き取ること。
- 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあり、その場合、出荷証明書の提出が可能であることを参加の条件とする。
- 同等品の判断には時間を要する事例もあり、入札書提出期限までに間に合わないことがあるので、確認に要する時間を考慮して発注課へ同等品の確認を依頼すること。
- 契約期間満了に伴う借上物品の撤去は受注者が行うこと。また、撤去に係る費用は受注者の負担とする。
- リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて、当事者は協議することができる。